平成２２年（フ）第１５１６号
広島市安佐南区緑井２丁目２番27―２―303号
債務者　山崎かつ江
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３０号
広島市安佐南区緑井４丁目21番12―７号
債務者　鍋島美砂絵
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５５号
広島市西区南観音５丁目６番11―101号
債務者　舩田　祐介
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７８号
広島市安佐南区緑井６丁目10番７―102号
債務者　岩本　浩明
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７９号
広島市安佐南区緑井６丁目10番７―102号
債務者　岩本　一湖
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４４号
広島市西区大宮３丁目１番４―703号
債務者　橋本　　恵（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２号
広島県呉市仁方中筋町２番19号
債務者　井上　正章
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３３１号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田845番地
債務者　町田　育子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５１６号
愛媛県松山市御幸１丁目580番地　ハイツオリンピア３―Ｄ
債務者　菅　　武志
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５２２号
愛媛県松山市枝松１丁目４番45号　アクアマリン　ウン105号、住民票上の住所愛媛県東温市南方226番地１
債務者　松浦　好展
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３２号
愛媛県松山市和泉北４丁目４番４号　アトムマンション朝生田Ⅲ　405号
債務者　冨田　奈美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３４号
愛媛県松山市萱町６丁目134　マンションふじ206号、住民票上の住所愛媛県松山市鷹子町804番地１　サーパス鷹子弐番館101号
債務者　竹内　一行
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５４０号
愛媛県松山市紅葉町６番５号　紅葉マンション101号
債務者　堀上　圭樹
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５２号
愛媛県松山市鷹子町874番地３　ｌｉｎｏ ＴＡＫＡＮＯＫＯ502号
債務者　西田　正明
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
高知県高岡郡中土佐町大野見吉野60番地
債務者　石川　礼子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第８４号
高知県須崎市浦ノ内下中山160番地
債務者　尾﨑　文彦
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第８５号
高知県高岡郡四万十町茂串町15番14号
債務者　西村真由美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４０７号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目10番１号　福成コーポ23号
債務者　井上　健市
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部